

松江市経営支援給付金

概要版

新型コロナウイルス感染症により経営に深刻な影響を受けている松江市内の事業者の皆様、事業の継続を支援するため、市独自の給付金を給付します。

● 制度の詳細はこちらから



給付対象 下記3つの要件を満たす事業者が本給付金の対象です。

要件

その1

『持続化給付金の受給決定者』

もしくは『令和2年1月～3月の間に創業した方で収入が著しく減少した方』であること

持続化給付金の受給決定者

『持続化給付金』とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する国の給付金制度です。
詳しくは国HP等をご覧ください。



令和2年1月～3月の間の**創業者**

『収入が著しく減少』とは

「令和2年4月～12月のいずれかの月の売上高（事業収入）が創業月～3月までの月平均売上高に比して50%以上減少していること」を指します。



要件

その2

松江市内に主たる事務所（もしくは事業所）を構える『**小規模事業者** もしくは **飲食業を営む中小事業者（中小企業者）**』であること

*個人事業者や、医療法人・農業法人・NPO法人など会社以外の法人も対象です。

飲食業

従業員/50人以下

資本金/5,000万円以下



卸売業・小売業・サービス業

従業員/5人以下

「松江市宿泊事業者等緊急支援給付金」
を受ける事業者を除く



その他の業種

従業員/20人以下

農業、漁業、製造業…など



*「従業員」は中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、正社員、パート、アルバイト、派遣社員、出向者などの名称にかかわらず、「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。経営者や役員は「従業員」に含まれませんのでご注意ください。

要件

その3

その他、下記（「松江市経営支援給付金交付要綱」第3条関係）を満たしていること

- ▶ 給付金の受領後も事業活動を継続する意欲があること
- ▶ 令和元年12月以前の納期限に係る市税を滞納していないこと
- ▶ 松江市暴力団排除条例に規定する「暴力団または暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有している者」でないこと
- ▶ 法人税法別表第1に規定する「公共法人」でないこと
- ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと
- ▶ 政治団体または宗教上の組織または団体でないこと など

給付金額 *10万円

*松江市内に複数の営業所（または店舗）がある場合、
10万円を上乗せし**20万円**を給付します。



申請期間 令和2年5月25日（月）～令和3年2月26日（金）

申請方法 申請書及び添付資料を郵送で松江市経営支援給付金窓口までお送りください。
必要書類について、詳しくは市HPをご確認ください。

宛先

〒690-8540
松江市末次町86番地
松江市商工企画課
松江市経営支援給付金窓口

①市HPにアクセス

松江市経営支援給付金

検索

②提出書類準備



③郵送



〔参考情報〕 持続化給付金（経済産業省）

持続化給付金とは、感染症拡大により、営業自粛等で特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくための、事業全般に広く使える給付金制度です。

支給対象

● 制度の詳細はこちらから



要件
その1 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

要件
その2 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

要件
その3 法人の場合は、①：資本金の額（または出資の総額）が10億円未満 または ②：①の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下の事業者*

*2019年に創業した方や、売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

*一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

*詳細は申請要領等をご確認ください。

給付額 中小法人等は ***200万円**まで / 個人事業主等は ***100万円**まで

***ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限**

申請方法 ***オンライン申請のみ**

持続化給付金ホームページへアクセス→申請フォームへ入力・必要書類のアップロード→申請

***ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場が開設されています。**

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、申請サポート会場は**完全事前予約制**です。

▶ 松江会場：島根県商工会館1階（松江市母衣町55-4）

▶ 受付時間：9:00~17:00（平日・土日）

▶ 予約方法 ①インターネット予約 URL <https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>

②予約受付専用ダイヤル 自動ガイダンス 0120-835-130

オペレータ受付 0570-077-866

▶ 表面 松江市経営支援給付金について

松江市産業経済部商工企画課

《松江市経営支援給付金に関すること》

電話 0852-55-5036

《その他の事業者支援に関すること》

電話 0852-55-5208

FAX 0852-55-5553

メール shoukou@city.matsue.lg.jp

▶ 裏面 持続化給付金について

持続化給付金事業 コールセンター

直通電話 0120-115-570

IP電話専用回線 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00

5月~6月：毎日

7月~12月：土曜日を除く毎日